令和８年第９回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和８年９月２４日（木）

午前９時３０分開議

１　会期の決定

２　前回会議録の承認

３　教育長報告

４　議案第４６号　武蔵村山市立中久保図書館空調設備室外機盗難事件に関する和解に係る臨時代理の承認について

５　議案第４７号　武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について

６　議案第４８号　武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰規程について

７　議案第４９号　武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

８　議案第５０号　武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱について

９　その他

議案第４６号

武蔵村山市立中久保図書館空調設備室外機盗難事件に関する和解
に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立中久保図書館空調設備室外機盗難事件に関する和解について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和８年９月２４日

武蔵村山市教育委員会
教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市立中久保図書館空調設備室外機盗難事件に係る損害の賠償について和解する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

議案第４７号

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和８年９月２４日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

別紙

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を
改正する規則

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成３１年武蔵村山市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　武蔵村山市公立小学校長会の会長

⑷　武蔵村山市立中学校長会の会長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則新旧対照表

改　正　案　（　新　）	現　行　（　旧　）
○武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 平成３１年３月２９日 教委規則第６号 第１条　略 （組織） 第２条　略 ⑴及び⑵　略 **⑶　武蔵村山市公立小学校長会の会長** **⑷　武蔵村山市立中学校長会の会長** ⑸及び⑹　略 第３条から第８条まで　略 **附　則** **この規則は、公布の日から施行する。**	○武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 平成３１年３月２９日 教委規則第６号 第１条　略 （組織） 第２条　略 ⑴及び⑵　略 **⑶　武蔵村山市立小学校校長会の代表** **⑷　武蔵村山市立中学校校長会の代表** ⑸及び⑹　略 第３条から第８条まで　略

議案第４８号

武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰規程について

武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和８年９月２４日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市教育委員会が行う市立学校の在籍児童・生徒等に対する表彰の対象、方法及び推薦その他の手続について定める必要があるため、本案を提出します。

別紙

武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰規程

（趣旨）

第１条　この規程は、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が武蔵村山市立学校に在籍する児童・生徒又はこれらの者で構成する団体のうち、他の児童・生徒の模範となる事績のあったものに対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　表彰は、武蔵村山市立学校に在籍する児童・生徒又はこれらの者で構成する団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

⑴　文化又はスポーツに関する活動において、特に優秀な成果をあげたもの

⑵　有益な調査、研究、発明又は工夫考案をしたもの

⑶　福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承活動等を継続的に行ったもの

⑷　他の模範となる顕著な善行を行ったもの

⑸　前各号に掲げるもののほか、特別の功績があり、委員会が特に必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、教育課程に基づく教育活動の時間内における事績であるときは、表彰の対象としない。

（表彰の方法）

第３条　表彰は、表彰状及び必要に応じて記念品を授与することにより行うものとする。

２　表彰は、毎年度１回行うものとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（被表彰候補者の推薦）

第４条　武蔵村山市立学校の校長は、第２条第１項各号のいずれかに該当すると認めるもの（以下「被表彰候補者」という。）があるときは、武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰候補推薦書（別記様式）により委員会に届け出るものとする。

２　前項の規定による推薦の時期は、委員会が別に定める。

（表彰審査会）

第５条　表彰の適正を期するため、委員会に武蔵村山市児童・生徒表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、被表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査し、その結果を委員会に報告する。

３　審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　教育部長の職にある者

⑵　教育部学校教育担当部長の職にある者

⑶　教育部教育総務課長の職にある者

⑷　教育部指導・教育センター担当課長の職にある者

⑸　武蔵村山市公立小学校長会の会長

⑹　武蔵村山市立中学校長会の会長

4　審査会に会長及び副会長１人を置き、会長は教育部長の職にある委員を、副会長は教育部学校教育担当部長の職にある委員をもって充てる。

5　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7　審査会の会議は、会長が招集する。

8　審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

9　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

１０　審査会の会議は、非公開とする。

（被表彰者の決定）

第６条　委員会は、前条第２項の規定による報告の内容を勘案し、被表彰者を決定するものとする。

（庶務）

第７条　表彰及び審査会に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別 記 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

年　月　日

武蔵村山市教育委員会児童・生徒表彰候補推薦書

武蔵村山市立　　学校
校長

1　被表彰候補者

学　校　名	武蔵村山市立　　学校　　年　　組
氏名又は団体名	(ふりがな)
住所（個人の場合）	

2　事績・推薦理由

事 績 の 時 期	年　月　日～　年　月　日
事 績 の 概 要	※大会等の名称、主催団体、成績等事績の詳細を具体的に記入し、成績等を証明する資料を添付すること。
推 薦 理 由	
備　考	

（日本産業規格A列4番）

議案第４９号

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和８年９月２４日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

別紙

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱（平成２０年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第３号を次のように改める。

⑶　武蔵村山市立中学校長会の会長

第３条第２項第４号中「武蔵村山市立学校給食センター運営委員会」を「武蔵村山市学校給食運営委員会」に改める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱新旧対照表

改　正　案　（　新　）	現　行　（　旧　）
○武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱 平成２０年１２月３日 教委訓令（甲）第７号	○武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱 平成２０年１２月３日 教委訓令（甲）第７号
第１条及び第２条　略	第１条及び第２条　略
（組織）	（組織）
第３条　選定委員会は、委員１０人で組織する。	第３条　選定委員会は、委員１０人で組織する。
２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。	２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
⑴　教育長、教育部長、教育部学校教育担当部長及び同部学校給食課長の職にある者並びに同部学校給食課に属する栄養士のうちから当該課の長が指名する１人の者	⑴　教育長、教育部長、教育部学校教育担当部長及び同部学校給食課長の職にある者並びに同部学校給食課に属する栄養士のうちから当該課の長が指名する１人の者
⑵　企画財政部長及び総務部長の職にある者	⑵　企画財政部長及び総務部長の職にある者
⑶　武蔵村山市立中学校長会の会長	**⑶　武蔵村山市立中学校校長会の代表**
⑷　**武蔵村山市学校給食運営委員会**の委員長及び副委員長	⑷　**武蔵村山市立学校給食センター運営委員会**の委員長及び副委員長
第４条から第８条まで　略	第４条から第８条まで　略
附　則 **この要綱は、公布の日から施行する。**	

議案第５０号

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱について

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和８年９月２４日

武蔵村山市教育委員会

教育長　池　谷　光　二

（提案理由）

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱の規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

別紙

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱（平成２５年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　武蔵村山市公立小学校長会の会長

⑶　武蔵村山市立中学校長会の会長

第１号様式から第７号様式までの規定中「日本工業規格」から「日本産業規格」に改める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱新旧対照表

改　正　案　（　新　）	現　行　（　旧　）
○武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱 平成２５年３月２１日 教委訓令（甲）第２号 第１条から第３条まで　略 （意見の聴取） 第４条　略 ２から４まで　略 ５　略 ⑴　略 **⑵　武蔵村山市公立小学校長会の会長** **⑶　武蔵村山市立中学校長会の会長** ⑷から⑼まで　略 第５条から第１１条まで　略 様式　略 **附　則** **この要綱は、公布の日から施行する。**	○武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱 平成２５年３月２１日 教委訓令（甲）第２号 第１条から第３条まで　略 （意見の聴取） 第４条　略 ２から４まで　略 ５　略 ⑴　略 **⑵　武蔵村山市立小学校校長会の代表** **⑶　武蔵村山市立中学校校長会の代表** ⑷から⑼まで　略 第５条から第１１条まで　略 様式　略